

病第2号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表分べん介助料の項中「120,000円」を「180,000円」に改め、同表文書料の項中「5,400円」を「7,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜国立市民病院等の分べん介助料及び文書料を改定するため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案す

病第2号

る。

参 考

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

別表（第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号）

項 目	区 分	金 額 （消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは（ ）内の金額）
（省 略）		
分べん介助料	産児1人につき	<u>180,000円</u> 120,000円
文 書 料	診断書等1通につき	<u>7,560円</u> 5,400円
（省 略）		